

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB がIFRS第10号への移行に関する 要求事項を明確にする公開草案を公表

目次

- 提案
- 発効日およびコメント期間

要点

- 提案は、「適用開始日」をIFRS第10号が初めて適用される年次報告期間の期首と定義し、以下を明確にしている。
 - 企業は、IFRS第10号の適用開始日に、連結の結論が「IAS第27号/SIC第12号」と「IFRS第10号」で異なるかどうかを評価しなければならない。
 - 適用開始日に到達した連結の結論が「IAS第27号/SIC第12号」と「IFRS第10号」で異なる場合には、投資企業は、(実務上可能であれば)IFRS第10号の要求事項が常に適用されていたかのように、その比較期間を遡及的に修正し、すべての修正は期首の剰余金として認識することが要求される。
- 提案は、適用開始日に到達した連結の結論が「IAS第27号/SIC第12号」と「IFRS第10号」で異なる場合に、投資企業がどのように比較年度を遡及的に修正すべきかを明確にしている。
- 提案は、IFRS第10号が初めて適用される期間に発効する。
- 提案のコメント期間は、2012年3月21日までである。

提案

2011年12月に、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)は、IFRS第10号「連結財務諸表」への移行に関するガイダンスを明確にする、公開草案ED/2011/7「移行に関するガイダンス」(IFRS第10号への改訂案)(以下、「ED」

という)を公表した。ED の提案は、IFRS 第 10 号への移行に関するガイダンスにおけるある側面の明確化に対する関係者の要求に答えるものである。

適用開始日

ED は、IFRS 第 10 号の「適用開始日」が「IFRS 第 10 号が初めて適用される年次報告期間の期首」を意味する説明を提案している。

例えば、12月決算企業が、2013年12月31日に終了する年次財務諸表に初めて IFRS 第 10 号を適用し、1年の比較年度を表示すると仮定する場合、適用開始日は2013年1月1日である。

適用開始日に到達した連結の結論が「IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」/SIC 第 12 号「連結-特別目的事業体」と「IFRS 第 10 号」で同一である場合、企業は、以前の企業への関与の会計処理を修正することを要求されない。

見解

ED の提案は、IFRS 第 10 号の適用開始日より前に処分されていた被投資企業に対する持分に関する修正の免除を提供している。IFRS 第 10 号の要求では、被投資企業が処分以前に連結すべきであったかどうかにかかわらず、処分の後に連結という連結の結論にはならないためである。

到達した異なる連結の結論

ED は、適用開始日に到達した連結の結論が「IAS 第 27 号/SIC 第 12 号」と「IFRS 第 10 号」で異なる場合、投資企業が比較年度をどのように遡及的に修正すべきであるかを明確にするために、IFRS 第 10 号を改訂している。

適用開始日に、企業が以前に連結されていなかった被投資企業を連結すべきであると結論付ける場合、あたかも支配 (IFRS 第 10 号に定義される) が獲得された日から被投資企業が連結され、IFRS 第 3 号「企業結合」がその日に適用されていたかのように、資産、負債および非支配持分は適用開始日に測定され、比較期間は遡及的に修正される。認識された資産、負債および非支配持分の金額と被投資企業への企業の関与に係る以前の帳簿価額との間の差異は、「表示される最も早い比較期間の期首」、または、その日より遅い場合には、「支配が獲得された日」の利益剰余金の修正として認識される。

逆に、適用開始日に、投資企業が以前に連結されていた被投資企業をもちや連結すべきでないと結論付ける場合、残存持分は、投資企業が被投資企業に関与することとなった、またはその支配を喪失したときに、IFRS 第 10 号の要求事項が有効であった場合に測定されるであろう金額で、適用開始日に測定される。比較期間は、認識された資産、負債および非支配持分の以前の金額と認識された被投資企業に対する投資企業の残存持分の帳簿価額との差額を、「表示される最も早い比較期間の期首」、または、その日より遅い場合には、「投資企業が被投資企業に関与することとなった、またはその支配を喪失した日」の利益剰余金への修正として、遡及的に修正される。

IFRS 第 10 号では連結されるが以前に連結されていなかった、または IFRS 第 10 号の適用時に連結が中止される被投資企業について、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に定義される遡及修正が実務上可能でない場合、みなし処分または取得は、これが実務上可能である最も早い期間の期首に会計処理され、その結果生じる利益剰余金への修正はその日に行われる。

発効日およびコメント期間

ED のコメント期間は、2012 年 3 月 21 日までである。ED の提案は、IFRS 第 10 号が初めて適用される期間に発効する(すなわち、早期に適用される場合を除き、2013 年 1 月 1 日以後開始する年次期間である)。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。